

「第六次福島県医療計画」(抜粋)

第1節 医師

第1節 医師

現状と課題

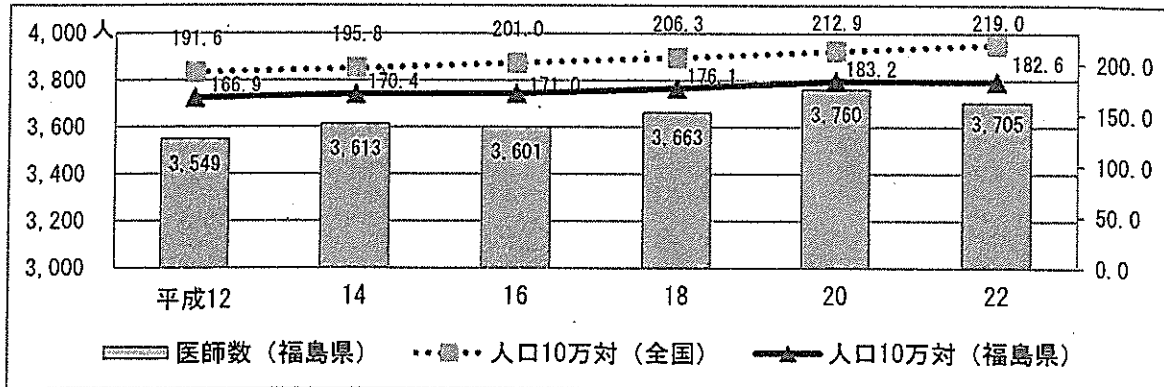
1 医療施設従事医師数等

○ 本県の医師不足は、東日本大震災以前から深刻な状況にありました。平成22年の本県の医療施設従事医師数は3,705人であり、人口10万人あたり182.6人となっています。全国平均は219.0人であり、全国平均より36.4人少なくなっています。

○ 一方、医療施設従事医師数の内訳を見ると、本県において全国平均より最も少ないのは医療機関の附属病院で、次いで病院となっています。

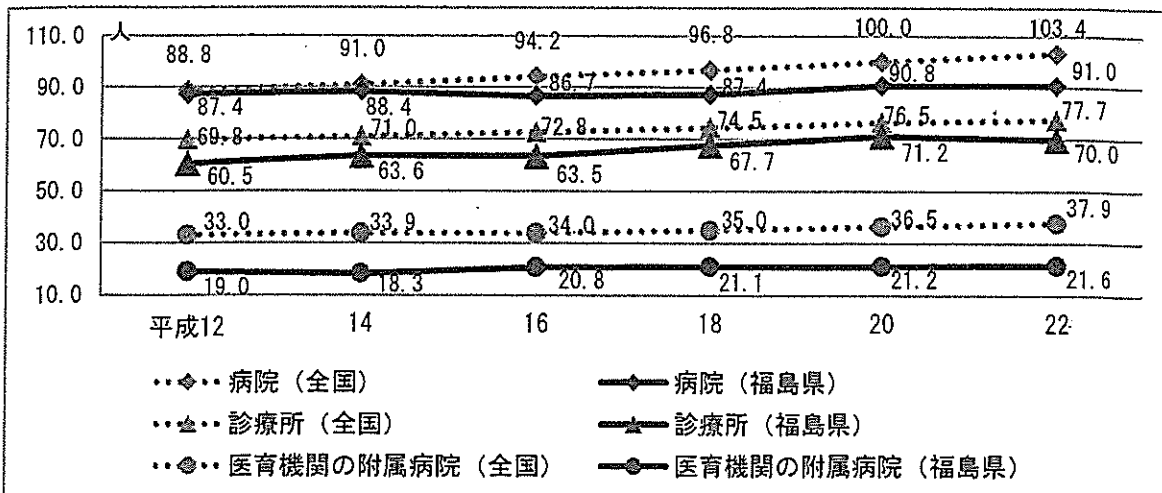
病院1箇所あたりの医師数をみると、全国平均20.9人に対し、本県は16.3人となっています。

図表2-2-1-1 医療施設従事医師数の推移



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

図表2-2-1-2 医療施設従事医師数（人口10万対）の内訳の推移



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

- 県内二次医療圏別に人口 10 万人あたりの医師数をみると、医療施設従事医師総数では、福島県立医科大学附属病院がある県北医療圏が最も多くなっています。人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数は、直近 10 年間では概ね増加傾向を示していましたが、いわき医療圏のみが平成 16 年の 171.3 人をピークに減少を続けており、診療所の医師の増加を上回るペースで病院の医師が減少していることから、病院の医師不足が深刻化しています。

医育機関の附属病院を除く病院の医師数では、県中医療圏が最も多く、南会津医療圏が最も少なくなっており、2 倍以上の開きがあります。南会津医療圏に次いで少ない相双医療圏と、最も多い県中医療圏との間でも 2 倍近い差があり、地域間の偏在が課題となっています。

診療所の医師数についてみると、県北医療圏が最も多く、相双医療圏が最も少なくなっています。県北医療圏の中でも特に福島市に多いなど、診療所の医師数は都市部に偏る傾向が見られますが、病院の医師数ほどの格差はありません。

図表 2-2-1-3 二次医療圏の医療施設従事医師数（人口 10 万対）

医療圏	医療施設従事医師数	病院の医師数 (医育機関附属病院除く)	診療所の医師数
県北	247.1	80.3	79.1
県中	184.3	112.4	71.6
県南	132.6	73.3	59.3
会津	169.4	111.8	57.6
南会津	107.0	40.1	66.9
相双	120.4	66.3	54.1
いわき	160.4	82.7	77.7
県全体	182.6	91.0	70.0

資料：平成 22 年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）
人口 10 万人あたりの算出に用いた数値は国勢調査（総務省）

- 東日本大震災以降の病院勤務の常勤医師数をみると、原子力災害により休止を余儀なくされている病院がある相双医療圏における減少が最も大きく、次いで県中医療圏の減少が大きくなっています。

県内外からの多くの支援を受けて、相双医療圏では回復の兆しを見せていますが、安定的に医師を確保できる体制を構築していく必要があります。

一方で、本県の地域医療を支える民間病院が多い県中医療圏は下げ止まらず、地域医療の崩壊の危機にあることから、早急に流出を防ぎ、回復を図る必要があります。

図表2-2-1-4 病院勤務の常勤医師数の推移

医療圏	H23.3.1	H23.12.1	H24.4.1	H24.8.1	H24.12.1	H23.3.1 から H24.12.1 の増減
県北	676	691	673	674	674	▲2
県中	607	578	586	576	573	▲34
県南	110	113	114	112	114	4
会津	238	239	244	235	251	13
南会津	12	14	12	12	12	0
相双	120	61	71	74	76	▲44
いわき	261	258	260	262	260	▲1
合計	2,024	1,953	1,960	1,945	1,960	▲64

資料：福島県保健福祉部調べ（※県南はH24.4.1に1病院減。）

- 平成24年9月時点の病院の正規雇用医師数（短時間正規雇用を含む。医療機関の附属病院を除く。）は、1,636人となっており、平成22年6月時点より84人減少しています。

一方、病院が必要と考える正規雇用の医師数は、平成24年9月時点で2,139人となっており、503人が不足しています。

図表2-2-1-5 病院の医師数

医療圏	現員数（正規雇用）		必要数（正規雇用）		現員数と必要数の差	
	H22.6.1	H24.9.1	H22.6.1	H24.9.1	H22.6.1	H24.9.1
県北	339	328	458	429	119	101
県中	593	578	739	727	146	149
県南	114	111	150	145	36	34
会津	276	264	351	335	75	71
南会津	12	12	15	15	3	3
相双	119	69	171	138	52	69
いわき	267	274	356	350	89	76
合計	1,720	1,636	2,240	2,139	520	503

資料：必要医師数実態調査（福島県）

- 医師の絶対数が不足している中で、福島県立医科大学では、医学部の入学定員を平成20年度から段階的に増やしており、平成19年度に80名だった入学定員は、平成25年度は130名になります。

県では、福島県立医科大学医学部の入学定員増に合わせて、医学部卒業後に県内の公的医療機関等において一定期間勤務した場合に返還を免除する

「緊急医師確保修学資金制度」を創設し、段階的に拡充してきました。平成24年度は新たに50名の医学部生に貸与を決定しており、平成20年度からの累計では178名に貸与を決定しています。今後、卒業生が増えてくることから、修学資金を利用する医学部生（以下、「修学資金修学生」という。）の確実な定着を図っていく必要があります。

○ 県では、深刻な医師不足の状況と東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえて、医師の確保を推進するため、医師確保対策を総合的に担う「福島県地域医療支援センター」を平成23年12月に福島県立医科大学内に設置しました。地域医療支援センターでは、以下の取組を行っています。

◆ 医師不足状況等の把握・分析と対応策の企画等

- ・ 医師不足、医師の地域偏在、診療科の現状等の把握を行い、対応策等を企画。
- ・ 福島県立医科大学と連携し、医師確保対策を推進。

◆ 医師不足病院の医師確保支援

- ・ 医療機関や市町村からの要請に応じた福島県立医科大学からの医師派遣調整。
- ・ ドクターバンクによる求職医師の就業先のあっせん。
- ・ 研究資金貸与制度による特定診療科医師（産科・小児科・麻酔科）の招へい。

◆ 医師のキャリア形成支援と県内定着促進

- ・ 修学資金貸与医師の県内定着促進に向けた取組。
- ・ 県内臨床研修病院の連携強化、指導医の養成等による臨床研修体制の充実。
- ・ 福島県女性医師支援センターとの連携による女性医師の就業支援等。
- ・ 医学生や若手医師が定着できる魅力ある指導環境の整備等。

◆ 情報発信と相談への対応

- ・ 県内の医療事情や医師確保等の取組について情報発信。
- ・ 県内外の医師、医学生、高校生等からの各種相談への対応。

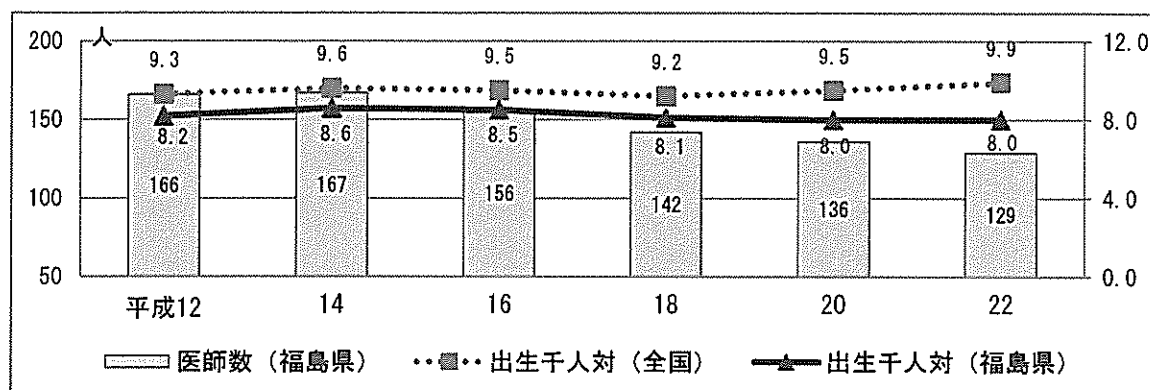
2 特定診療科

○ 医療施設従事医師数を診療科ごとにみると、産婦人科や小児科等の特定の診療科において、特に不足が著しい状況にあります。

最も厳しい状況にあるのは、産婦人科・産科であり、全国では平成20年から増加に転じたのに対し、本県では平成20年以降も減少が続いており、平成12年の166人から平成22年は129人と、37人減少しています。産婦人科・産科医については、第3章第3節「周産期医療」にも記載していますが、これ以上の減少を防ぎ、増加に転じるよう、確保を進める必要があります。

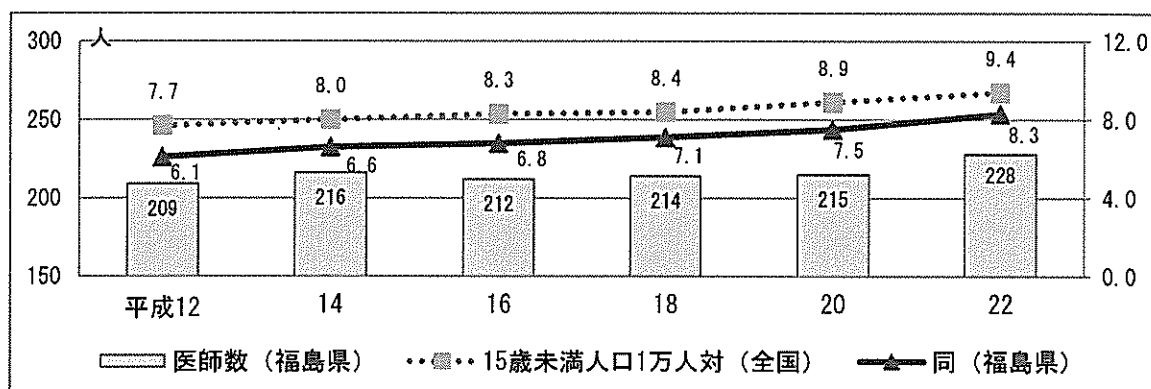
一方、小児科医については概ね増加傾向にあり、平成22年は228人ですが、15歳未満人口1万人あたり8.3人と、全国平均の9.4人を1.1人下回っています。小児科医については、第3章第2節「小児医療」にも記載していますが、病院勤務医が不足しており、その確保を進める必要があります。

図表2-2-1-5 産婦人科・産科医師数の推移



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

図表2-2-1-6 小児科医師数の推移



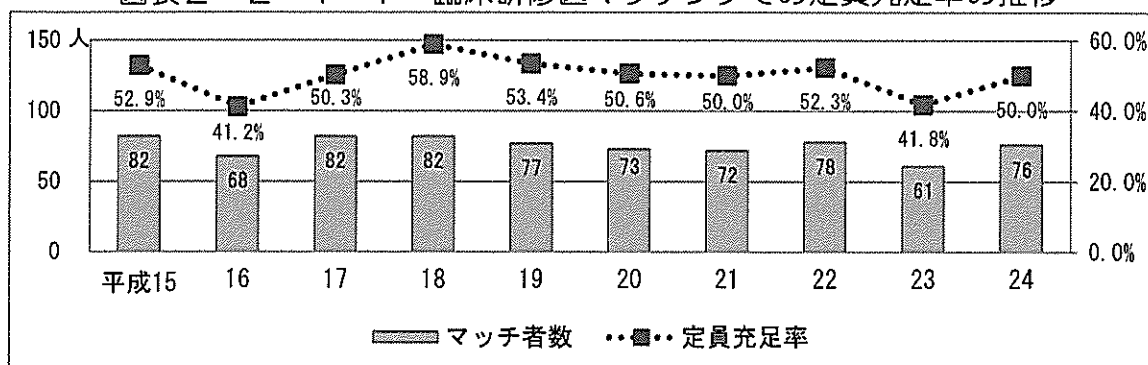
資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

15歳未満人口1万人対に用いた数値は平成12年、22年は国勢調査人口、
その他は各年10月1日現在人口（いずれも総務省）

3 臨床研修医

- 医学部を卒業し臨床に従事しようとする医師は、2年間の臨床研修を受ける必要があります。平成23年度（平成24年度研修開始）の研修医マッチングでは、16病院の合計募集定員146人に対して、マッチ者数は61人、定員充足率は41.7%で全国最下位でした。平成24年度は18病院の合計募集定員152人に対して、マッチ者数は76人、定員充足率は50.0%と震災前の水準近くまで回復しましたが、震災以前から本県の定員充足率は低く、臨床研修医の確保は大きな課題となっています。

図表 2-2-1-7 臨床研修医マッチングでの定員充足率の推移



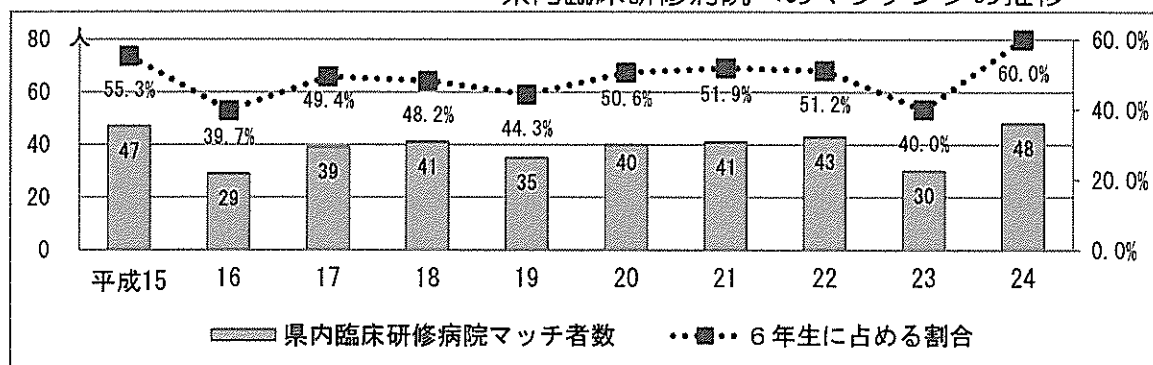
※年度は、研修医マッチング実施年度（臨床研修開始の前年）

- 福島県立医科大学は本県唯一の医育機関であり、その卒業生には、本県での活躍が期待されています。

福島県立医科大学医学部6年生が、臨床研修医マッチングにおいて県内臨床研修病院にマッチングした割合は、平成20～22年度は概ね50%で推移していたところ、平成23年度は40%と大きく落ち込みましたが、平成24年度は過去最高の60%となっています。

今後、多くの修学資金修学生が福島県立医科大学医学部を卒業することから、修学資金修学生を始めとする福島県立医科大学医学部卒業生について、医師としての第一歩となる臨床研修から、確実に県内への定着を図っていく必要があります。

図表 2-2-1-8 福島県立医科大学医学部6年生の県内臨床研修病院へのマッチングの推移



※資料：福島県立医科大学

- 平成25年度からは、公立相馬総合病院及び南相馬市立総合病院が臨床研修病院になり、県内の臨床研修病院は18病院になります。被災地の医師確保のためには、この2病院の臨床研修医の確保を進めるとともに、その定着を進めていく必要があります。

図表2-2-1-9 県内の基幹型臨床研修病院等

地域	医療機関名
県北	公立大学法人福島県立医科大学附属病院
	財団法人大原総合病院
	医療生協わたり病院
	総合病院福島赤十字病院
	公立藤田総合病院
県中	財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院
	公益財団法人星総合病院
	一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院
	寿泉堂総合病院
	公立岩瀬病院
県南	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院
会津	財団法人竹田総合病院
	福島県立会津総合病院※平成25年5月から会津医療センター
	会津中央病院
相双	公立相馬総合病院※平成25年度から
	南相馬市立総合病院※平成25年度から
いわき	いわき市立総合磐城共立病院
	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院

施策の方向性と目標

(1) 施策の方向性

- 医師の絶対数の不足を解消するため、福島県立医科大学において段階的に行われている医学部の入学定員増に合わせて創設・拡充している「緊急医師確保修学資金」により、福島県立医科大学医学部生の県内定着を図るとともに、帝京大学及び日本医科大学の医学部生を対象とする「地域医療医師確保修学資金」により、県外大学医学部卒業生の県内定着を図ります。

また、自治医科大学におけるへき地等に勤務する医師の継続的な養成を進めるとともに、「へき地医療等医師確保修学資金」により、へき地等に勤務する医師の確保を図ります。

併せて、地域医療支援センターにおいて、県及び市町村等の修学資金修学生等に対して、福島県立医科大学や当該市町村等と連携しながら、学生の時からの相談支援や、医師一人ひとりの経験や専門性に応じたキャリア構築が行えるよう、地域で勤務していても知識習得や技術向上を図ることができる研修機会の提供、多様なロールモデルの紹介を行うなど、キャリア形成を一元的に支援し、県内定着を促進することで、医師の確保を図ります。

- 特に不足が著しい産婦人科・小児科等の診療科については、研究資金貸与制度等により、医師の確保を図ります。
また、地域医療支援センターにおいて、修学資金修学生に対する働きかけを行うなどして、特に不足が著しい診療科の医師の確保を進めます。
- 臨床研修医の確保については、県、福島県立医科大学及び臨床研修病院がネットワークを形成して、全国の医学部生に対する情報発信や魅力ある研修の整備を進めているところであり、県では臨床研修病院の取組を支援するとともに、福島県立医科大学医学部生や県外大学医学部生を対象とする臨床研修病院のガイダンスの開催や、全国規模のフェアへの出展などを行っています。一人でも多くの医学部生が本県での臨床研修に関心を持ち、本県での臨床研修を希望するよう、情報発信を強化し、臨床研修医の確保を図ります。
- 「地域で医師を育てる」視点を持って、福島県立医科大学医学部生を始めとする医学部生に対して、地域医療の現場見学や地域住民との交流を行う地域医療の体験研修等を通じて、地域の魅力を積極的に伝えていきます。
また、県民、行政、医療関係者等が一体となって地域医療を守る取組を促進し、医師を始めとする医療従事者を守り育てる気運の醸成に努めます。

(2) 目標

指標名	現状値	目標値	備考
医療施設従事医師数 (人口10万対)	182.6人 (平成22年)	200.0人 (平成29年)	医師・歯科医師・薬剤師調査
病院勤務の常勤医師数 (人口10万対)	83.4人 (平成24年)	109.0人 (平成29年)	医育機関の附属病院を除く。
県北医療圏	68.1人 (平成24年)	89.1人 (平成29年)	※ 必要医師数実態調査の結果を踏まえて目標を設定。
県中医療圏	108.0人 (平成24年)	135.8人 (平成29年)	
県南医療圏	75.5人 (平成24年)	98.6人 (平成29年)	
会津医療圏	102.9人 (平成24年)	130.6人 (平成29年)	
南会津医療圏	41.5人 (平成24年)	51.9人 (平成29年)	
相双医療圏	37.8人 (平成24年)	75.7人 (平成29年)	
いわき医療圏	83.0人 (平成24年)	106.0人 (平成29年)	

※ 「病院勤務の小児科医師数」については、第3章第2節「小児医療」に、「産婦人科・産科医師数」については、第3章第3節「周産期医療」に記載。

第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師

現状と課題

- 本県の看護職員の就業者数は、平成22年末現在24,115人であり、平成21年3月に策定した「福島県看護職員需給計画」における平成22年の看護職員需要見込み数24,533人に対する達成率は98.3%となっており、平成22年における人口10万人当たりの看護職員の就業者数は全国平均を上回っています。
- しかしながら、平成23年3月の東日本大震災・原子力災害により、相双医療圏を中心に多くの看護職員が離職したため、保健・医療・福祉の再建に向けて、看護職員の確保及び看護力の向上が課題となっており、看護職員の確保対策に加え、資質向上の取組も推進する必要があります。

図表2-2-4-1 東日本大震災前後の病院の看護職員の就業状況の推移

	H23.3.1 ①	H24.3.1 ②	H24.4.1 ③	H24.7.1 ④	H24.9.1 ⑤	H24.11.1 ⑥	増減 ⑥-①
県北	3,391	3,429	3,542	3,537	3,498	3,515	124
県中	4,080	4,001	4,172	4,173	4,189	4,128	48
県南	922	978	989	970	974	968	46
会津・南会津	2,480	2,482	2,539	2,575	2,543	2,546	66
相双	1,188	680	724	737	738	739	▲449
いわき	2,495	2,519	2,599	2,629	2,609	2,607	112
合計	1,4556	14,089	14,565	14,621	14,551	14,503	▲53

資料：福島県保健福祉部調べ

- 平成24年度の県内看護師等養成施設（26施設）の1学年の総定員数は1,125人となっています。18歳人口の減少や震災の影響等により、県内看護師等養成施設の受験者数の減少や、新卒者の県内就職率のさらなる低下が予測されるため、看護師等の養成や新卒者の県内確保・定着対策について、一層の強化を図る必要があります。
- また、在宅医療の進展や医療の高度化・専門化に伴うチーム医療の充実を図るため、安全で質の高い看護サービスを提供できる看護職員の確保が求められています。

- 本県の看護職員を取り巻く状況が大きく変化する中、保健・医療・福祉の復興を目指し、看護職員が生きがいをもって働き続けられるよう、関係機関との密接な連携の下、本県の実情に即した対策を講じていく必要があります。

施策の方向性と目標

(1) 施策の方向性

東日本大震災からの復興を目指し、保健・医療・福祉分野における看護職員の安定的な確保を図るため、「福島県看護職員需給計画」により、次の施策を推進します。

【次代の看護を担う人材の育成】

中学生・高校生を対象とした看護職の普及啓発や看護師等養成施設のPRなど、看護職を目指す学生の確保に努めます。

また、看護教員及び実習指導者の育成や教育環境の整備を支援するなど、看護師等養成所の教育体制の充実を図ります。

さらに、准看護師養成所から看護師養成所への移行や看護教育の高等教育化については、設置者の意向を踏まえつつ、その支援に努めます。

【看護職員の県内への就業及び定着促進】

看護師等学校養成所の在学者が県内の各施設及び自治体の概要や募集情報が入手できるよう、各医療機関等施設や看護師等養成施設、看護関係団体、行政等が連携・協力し、就職情報の提供や就業相談に努めるとともに、修学資金貸与事業や新人看護職員等に対する研修を充実させ、新卒看護職の県内への就業及び定着化を図ります。

また、看護職員がワークライフバランスを図りながら働き続けられるように、病院内保育所の運営を支援するとともに、労働及び看護関係機関と連携の下、多様な勤務形態の導入が進められるよう支援するなど、看護職員が働きやすい職場環境づくりを促進します。

さらに、ナースセンターの活用による求人・求職情報の利用拡大や就業相談を積極的に行うとともに、県内各医療機関等関係機関と連携し、離職した看護職の再就業を支援するための研修会を開催するなど潜在看護職の再就業を促進します。

【看護職員の資質向上】

社会のニーズや保健・医療・福祉制度の動向を踏まえ、認定看護師など特

定の看護分野における専門性の高い看護職員の養成に努めます。

また、医師や保健・医療従事者、福祉介護職員、事務職員との適切な業務分担のもとにチーム医療や多職種協働での地域保健福祉活動の推進に向け、看護職の専門性を発揮できるよう、看護関係団体等との連携を図りながら、新任期から継続的なキャリア形成を促進します。

(2) 目標

指標名	現状値	目標値	備考
看護職員数 (人口10万対)	1,188.7人 (平成22年)	1,228.4人 (平成29年)	保健師助産師看護師法第33条に基づく就業届、看護職員及び看護業務に関する調査 ※ 福島県看護職員需給計画と整合性を図って目標を設定。
保健師数 (人口10万対)	43.3人 (平成22年)	52.4人 (平成29年)	
助産師数 (人口10万対)	21.5人 (平成22年)	22.9人 (平成29年)	
看護師・准看護師数 (人口10万対)	1,123.8人 (平成22年)	1,153.2人 (平成29年)	
認定看護師数	107人 (平成24年)	207人 (平成29年)	日本看護協会公表データ